

障害基礎年金

将来の申請に備えて、いまから保護者ができること

■ 障害基礎年金とは

心身に障害を受け、一定の受給要件を満たした人に給付される国民年金のことです。障害の程度により1級と2級とがあります。

年金支給額は、

1級 1,017,120円/年（月額 84,760円）

2級 813,700円/年（月額 67,808円） [2024年度]



■ 申請手続き

20歳になる1～2ヶ月前に「国民年金加入のお知らせ」という封書が届きます。その封書が届いたら、受給を希望される方は療育手帳等の障害手帳を持って市役所の年金窓口へ行き、「障害基礎年金」請求を希望することを伝えます。



■ 将来、申請するために

➤ 「母子手帳」や「学校の連絡帳」といった記録を捨てずにとっておく

「初診日」や「障害に気づいた時期」など、記憶を頼りに生育歴を幼少期にさかのぼって申請書類を記入するのは大変です。そんな時、記録が残っていると記入しやすく助かります。



➤ お子さんの実態を詳しく「診断書」に書いてくれるかかりつけ医を見つけていく

初診ではほとんどの医師が「診断書」を書いてはくれません。またずっと小児科の先生にお世話になっていても18歳を機に、主治医や受診する科が変わることを告げられることも少なくありません。医師に「診断書」をお願いする際には書いていただけるかどうか事前に相談することが大切です。



また短い診察時間ではお子さんの様子すべてを伝えきれないことが多いので、補助的な資料を事前にまとめて持参するといった方法もおすすめてです。

■ 詳しくは・・・



日本年金機構
Japan Pension Service

[障害基礎年金を受けられるとき](#)

もしくは、お住まいの市役所まで

